健康保険任意継続申請書類の確認リスト

● 任意継続をご希望される方は、以下の内容を必ずご確認のうえ、お申込みください。

	申　請　書　類	確認
■ 任意継続申請者全員が提出する書類		
Ⅰ	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 ＜※以下「資格取得申請書」と記載＞	□
Ⅱ	念書（任意継続用）	□
Ⅲ	健康保険の給付金振込先指定口座として、「資格取得申請書」に記載した金融機関（郵便局は除く）の通帳の写し ＜※被保険者名義の普通預金口座となります。＞	□
■ 任意継続後、引き続きご家族等を被扶養者として申請される場合に提出する書類		
Ⅰ´	健康保険被扶養者（異動）届	□
Ⅱ´	ご加入を希望される被扶養者の収入等が扶養の範囲内であることを証明する書類 ※ 添付いただく書類は、当組合ホームページの「家族を加入させるとき」の必要書類欄にある『＜参考例＞扶養確認添付書類フローチャート』を参照してください。また、ご不明な点は、当組合まで直接ご照会ください。	□

	任 意 継 続 の ご 加 入 前 に お 読 み く だ さ い	確認
◆ 任意継続にかかる確認事項		
1	任意継続の申請にあたり、事前に保険料額や前納による納付等にかかる確認は、直接当組合までご照会ください。	□
2	任意継続をご希望される方は、退職日の翌日から20日以内に当組合必着で書類を提出してください。なお、正当な理由がない期限後の任意継続書類の提出については、原則としてお受けできませんのでご注意ください。	□
3	保険料のお支払いは、当組合発行の納付書を金融機関（郵便局を除く）にご持参いただき、金融機関の窓口から納付していただきますのでご了承ください。 ＜※ATMやネットバンキング等による振込みはお受けしておりませんのでご注意ください。＞	□
4	保険料のお支払いの際、金融機関の窓口（振込）手数料等が生じる場合は、任意継続被保険者様のご負担となりますのでご了承ください。	□
5	当組合では、保険料のお支払方法として、口座振替は行っておりませんのでご了承ください。 ＜※「資格取得申請書」にご記入いただく金融機関口座は、健康保険の給付金が発生した場合に、当組合から任意継続被保険者様の口座にお支払いする場合のご指定口座です。＞	□
6	任意継続にかかる保険料の納付期限は、当月の10日（10日が休日の場合は翌営業日）となっています。 ただし、任意継続被保険者として初めて納付すべき保険料の納付期限については、当組合が別途納付期限を指定します。	□
7	任意継続の保険料について、正当な理由なく納付期限までに納付しなかった場合、納付期限日の翌日をもって資格喪失となりますのでご注意ください。 なお、初めて納付すべき保険料を、当組合が指定する納付期限までに納付しなかった場合、初めから任意継続被保険者とならなかったものとみなし、遡って資格を取り消します。	□
8	任意継続期間中も、在職中と同様に「健康診断」や各種補助金等を受けることができます。なお、当組合が行っている保健事業等についての詳細は、ホームページをご覧ください。	□

任意継続申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿